

## 第1回 吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者選定委員会議事内容

日時：令和4年8月2日（火）

午前10時00分から午前11時30分まで

場所：吹田市文化会館（メイシアター）1階 第1練習室

### <出席委員>

田中 晴美 接遇マナー・人材育成講師（学識経験者）

浅野 陽子 大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課課長補佐  
（専門的知識又は経験を有する者）

大西 雅仁 箕面市市民部市民サービス政策室室長（専門的知識又は経験を有する者）

中嶋 聡 中嶋・河野総合会計事務所（中小企業診断士）

### <欠席委員>

引地 健児 引地公認会計士事務所（公認会計士）

※委員5名中4名の出席により、吹田市立やすらぎ苑条例施行規則第20条第2項の規定である会議の開催要件を満たした。

### <事務局>

金尻環境政策室参事 西岡主幹 小川主査 山田係員

本委員会是非公開のため、傍聴者はなし

### <次第>

- 1 開会
- 2 各委員・事務局の紹介
- 3 委員長及び副委員長の選出について
- 4 諮問について
- 5 募集要項（案）について
- 6 選定方法（案）について
- 7 今後のスケジュールについて

### <配付資料>

- 資料1 吹田市立やすらぎ苑指定管理者候補者選定委員会委員名簿
- 資料2 吹田市やすらぎ苑指定管理者募集要項（案）
- 資料3 吹田市立やすらぎ苑管理運営業務基本仕様書（案）

資料4 吹田市立やすらぎ苑指定管理者の選定方法について（案）

資料5 吹田市立やすらぎ苑指定管理者募集スケジュール（案）

資料6-1～2 吹田市立やすらぎ苑条例及び同条例施行規則

<議事内容>

(1) 開会

事務局より開会のあいさつ

(2) 各委員・事務局の紹介

(3) 委員長及び副委員長の選出について

吹田市立やすらぎ苑条例施行規則第19条第1項に基づき、本選定委員会の委員長及び副委員長を選出。

(4) 諮問について

委員長へ諮問書を手交

(5) 募集要項（案）について

**【事務局より募集要項（案）について説明】**

事務局

本日欠席しております委員より募集要項（案）について事前に質問をいただいておりますのでお伝えさせていただくとともに事務局の回答もお伝えします。

1つ目は3ページの自主事業について、新規事業として動物の死骸の個別焼却(返骨あり)とありますが、利用料金を取りますか。また、条例改正は必要ですか。回答は、新たな料金を設定し徴収する予定にしています。また、条例改正も必要になります。

2つ目は8ページの指定管理料について、これは去年までと比べて同程度ですか。今年に入り電力はじめ大きく物価の上昇がみられますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。回答は、人件費等の上昇を見込んで指定管理料を決定しています。そのため、前年の指定管理料よりは上がっています。電力等の上昇については、リスク分担表内の光熱水費の物価

変動に伴う経費増で別途協議を設けて指定管理者が安定した運営を行えるようにしたいと考えております。

3つ目は指定管理は利用料金制ですか。回答は、今まで通り指定管理者に市から委託料を支払いますので、利用料金制度ではありません。

委員 3ページの管理基準の法令等について、施設の管理基準が記載されているものはありますか。

事務局 吹田市立やすらぎ苑条例及び同条例施行規則になります。

委員 管理運営業務基本仕様書を募集要項に合わせてホームページに公表しますか。

事務局 募集要項と管理運営業務基本仕様書、そして詳細な各業務仕様書はすべてホームページに掲載します。

委員 募集要項内の金額について、税込か税抜きか判断ができませんので、記載した方がいいと思います。また、14ページの選定基準ですが、あくまで提案内容を評価する認識で間違いないでしょうか。

事務局 その通りです。

委員 同じく14ページの選定基準2(1)の関係法令・本市条例・規則に遵守し施設の設置目的に沿った管理計画が提案されているかについて、指定様式がなかったのをどのように評価すればよいか教えてください。

事務局 事業計画書に指定様式を作成します。

委員 事業計画書(様式第2号)と管理体制計画書(様式第4号)に重複する内容があるのかと思いますが意図を教えてください。

事務局 重複する内容についてですが、施設の安定した管理運営を行うために重要な項目となります。そのため、事業計画書(様式第2号)と管理体制計画書(様式第4号)の提出を求めています。

委員 次に3ページの自主事業について、骨壺の販売に関する提案をするように記載がありますが、この場合、指定管理者の収入として考えていいのか教えてください。

事務局 骨壺の販売について指定管理者の収入としてもらうように考えています。

委員 やすらぎ苑の場所が駅から離れていますが、特にシャトルバスの運行などはありますか。

事務局 ありません。

委員 公共交通機関や自家用車を使用する感じですか。

事務局 その通りです。

委員 15ページの選定基準について、指定管理事業を実施するうえで安定的な運営が可能な財政的基盤があるかの項目は専門的知識のある先生のご意見が必要だと思いますが、どのように評価すればいいでしょうか。

事務局 2回目の選定委員会の時に応募者から提出があった財政的基盤がわかるような資料について、専門的知識がある先生から委員皆様へご説明していただく場を設けたいと思っております。

委員 各委員は事前評価を行ったうえで、2回目の選定委員会で応募者のプレゼンテーションをお聞きし、ヒアリング審査を行ったうえで評価するということですね。

事務局 その通りです。

委員 2点目ですが、評価項目ごとに配点がありますが、1項目を5点と考えるのか、全体の括りとして採点を行うのか基準を統一した方がいいと思いますがいかがでしょうか。

事務局 すべての項目を合わせて採点していただきたいと考えています。

委員 承知しました。3点目ですが4ページにあるグリーン購入というのは何のことでしょうか。

事務局 グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さく、かつ社会面に配慮した製品やサービスを、環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める事業者から優先的に購入することです。

委員 最後に、災害発生時のマニュアル等を作成し提出していただくことや緊急時に現地までの時間はどのくらいかかるのか等を確認する項目はございますか。

事務局 管理体制計画書（様式第4号）4「緊急時の体制について」にて、緊急時・災害時に対する計画を提出してもらいます。委員の皆様にはこちらの計画で対策が十分かどうかご判断していただきたいと思います。

#### （6）選定方法（案）について

##### 【事務局より選定方法（案）について説明】

委員 1位と2位が同数の場合はどのように選定しますか。

事務局 同数になった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位に決定します。

委員 やすらぎ苑にある火葬炉メーカーと指定管理者が違う会社の場合に不都合はありますか。

事務局 現状やすらぎ苑にある火葬炉メーカーと指定管理者は別になりますが、不都合はありません。なお、指定管理業務は、あくまでも火葬炉の日常点検や清掃となります。

委員 火葬炉修繕は指定管理者にさせていただく予定はしていないという認識ですね。

事務局 その通りです。

委員 前回は何社くらい応募がありましたか。

事務局 前は2社です。

委員 1社しか応募がなかった場合も評価をしますか。

事務局 その通りです。

委員 評価の最低基準はありますか。

事務局 最低基準は60点にし、全委員の評点の平均点が60点を上回ることであります。

委員 応募者がかなり多い場合は、全応募者のプレゼンテーションを行いますか。

事務局 応募者全員に対してプレゼンテーションの機会を設けたいと考えています。

(7) 今後のスケジュールについて

事務局より今後のスケジュールについて説明